

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年6月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国 民 年 金 関 係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2500008号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第2500004号

第1 結論

昭和55年*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年*月から昭和59年3月まで

私は、大学に在籍中の昭和55年*月に20歳になったので、具体的なことについては分からないが、父親がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれたと思う。また、父親が、「学生のうちは親が払う。」と言っていたのを何回か聞いたことがあるので、私が昭和59年3月に大学院を卒業して厚生年金保険に加入するまでの請求期間の国民年金保険料は、父親が納付してくれていたと記憶している。

しかし、国の記録によると、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学在籍中に20歳になり、具体的なことについては分からないが、父親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料についても、父親が納付してくれていたと記憶している旨主張しているところ、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間当時、学生は国民年金に任意加入することができる者であり、任意加入の申出をした日に国民年金の被保険者資格を取得するものとされ、請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金への任意加入の申出を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者が当該期間当時に住民登録していたA市は、同市で保管している国民年金手帳記号番号払出簿を確認したものの請求者の氏名はなく、当該期間当時の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できるデータの中にも請求者に係るものはなかった旨回答及び陳述している。

さらに、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者から提出された年金手帳（写）及びオンライン記録によると、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和59年4月10日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。